

公共建築工事積算における市場単価方式 (追加工種)の本施行について

国土交通省大臣官房官庁営繕部

1. はじめに

公共建築工事積算における市場単価方式の導入は、積算単価の機動性向上と公共工事コスト縮減対策における積算の合理化の一環として位置付けられた施策であり、国土交通省では、平成9年度より積算事務効率化の観点から検討に着手し、平成11年4月より市場単価方式の導入を図っており、平成14年度までに下表の工種について本施行を実施している。

平成15年度は、下記の3工種について平成14年度下期に国土交通省の発注する新営工事において市場単価の試行を実施し、試行結果および市場単価を積算に導入することについて妥当性を確認した結果、本施行するものである。

2. 平成15年度の本施行について

(1) 本施行の対象工種

- ① 建築工事 軽量鉄骨下地
- ② 電気設備工事 防火区画貫通処理
- ③ 機械設備工事 保温(ダクト)

なお、市場単価に移行する工種については、「国土交通省建築工事積算基準」の標準歩掛りから削除し、参考扱いとする。

また、市場単価の解説については、公益法人である(財)経済調査会等の出版物(季刊誌)を参照されたい。

(2) 本施行に際しての留意事項

1) 共通事項

市場単価は、下記に示す標準的な条件を前提としているので、条件が大幅に異なる場合は、実情に応じて補正することができる。

(i) 立地条件

一般的な市街地

(ii) 建物種別、構造等

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
建築工事	型枠 鉄筋加工組立 防水	コンクリート打設 圧送, 鉄筋圧接	左官	土工 塗装
電気設備工事	屋内配管	ケーブルラック 位置ボックス	プルボックス, 金属製 可とう電線管, 接地 極, 接地埋設票	2種金属線ぴ
機械設備工事	ダクト(亜鉛鉄板製)	衛生器具取付け	ダクト(チャンパー, ボックス)	制気口, ダンパー類取 付け

- ① 事務所・庁舎
- ② 共同住宅
- (iii) 階高
 - ① 事務所・庁舎 3.5~4.0m 程度
 - ② 共同住宅等 2.8m 程度
- (iv) その他の条件
 - ① 単価は設計数量に対応したものである。
 - ② 単価の構成内容は刊行物の記載による。
- 2) 軽量鉄骨下地
 - (i) 適用範囲

屋内および屋外の軽量鉄骨下地に適用し、下記の項目とする。

 - イ．壁下地
 - ロ．天井下地
 - ハ．下がり壁下地
 - ニ．天井下地振止め補強
 - ホ．開口部補強
 - (ii) 割増・補正の適用
 - イ．数量による割増・補正は行わない。
 - (iii) 適用に当たっての留意事項
 - イ．天井下地のインサートは別途加算する。
 - ロ．下がり壁天井下地は高さ300~500mm 程度とする。
 - ハ．天井下地振止め補強の加算はふところ高さ1.5~3.0mの範囲とする。
- 3) 防火区画貫通処理
 - (i) 適用範囲

防火区画貫通処理に適用し、下記の項目とする。

 - イ．ケーブルラック(床, 壁)
 - ロ．金属管短管(床, 壁)
 - ハ．丸形貫通口(床, 壁)
 - (ii) 割増・補正の適用
 - イ．数量による割増・補正は行わない。
 - (iii) 適用に当たっての留意事項
 - イ．関係法令による防火区画貫通処理に適用する。
- 4) 保温(ダクト)
 - (i) 適用範囲

ダクトの保温および消音内張工事に適用し、下記の項目とする。

 - イ．保温
 - ・長方形ダクト
 - ・スパイラルダクト

- ・排煙用円形ダクト
- ロ．消音内張
 - ・サブライチャンバー
 - ・消音チャンパー
 - ・消音エルボ
- (ii) 割増・補正の適用
 - イ．数量による割増・補正は行わない。
- (iii) 適用に当たっての留意事項
 - イ．保温仕様は、国土交通省機械設備工事共通仕様書による。
- (3) 本施行の対象工事

国土交通省で発注するすべての営繕工事。
- (4) 本施行の実施時期

原則として平成15年4月1日。

3. 平成15年度の試行について

平成15年度は、下記の3工種について施行する予定である。

なお、予定工種については、試行により積算への導入の妥当性が確認されれば本施行に移行する。

建築工事	内装
電気設備工事	配線
機械設備工事	保温(配管)

4. おわりに

近年、わが国の厳しい財政状況を背景として、積算を取り巻く情勢が著しく変化しており、労働者の高齢化、建設技術の進展、施工条件、施工形態等の変化に対応した合理的な積算が求められている。

市場単価方式は、このような状況下において施工実態を的確に反映した適正な積算を進めていく上で機動性のある積算方式といえる。

しかし、市場単価の移行については移行工種の市場性など諸要件が前提となるため、すべての工種に適用するのは困難であり、当面は、汎用性、市場性の高い工種について検討、試行を行い妥当性を確認し、順次移行工種の拡大を図り、公共建築工事の積算方式として着実に定着するよう努める。